

令和4年3月10日

社会福祉法人本永福社会 行動計画

職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行なうため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日の3年間

【女性活躍推進法・次世代法共通】

2. 目標 全従業員の年次有給休暇取得率を60%とする。また、年次有給休暇取得日数を1人当たり年間6日以上とする。

3. 取組内容・実施時期

- 令和4年4月 年次有給休暇の半日単位の取得制度を導入
- 令和4年度 部署ごとの年次有給休暇の取得状況を把握し取得の促進
- 令和5年4月 年次有給休暇の基準日を統一する斉一的取扱いの実施
- 令和5年度 各個人ごとの年次有給休暇の取得状況を把握し取得の促進

【公表事項】(令和4年2年1日現在)

1. 全労働者に占める女性労働者の割合 73.9%
2. 管理職に占める女性労働者の割合 75.0%